



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

きりん通信No.37

発行:きりん人事労務管理事務所

〒333-0823 埼玉県川口市石神239-30

TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509

URL : http://www.sr-kirin.jp/

e-mail : kirin@sr-kirin.jp

9
2018

トピックス 働き方改革 主要改正規定は来年4月から順次施行

平成31(2019)年4月1日施行となるのは、大きくは以下の8つです。

1. 残業時間上限規制

2. 勤務インターバル制度

3. 有給休暇5日間付与の義務化

4. 60時間超残業50%割増

5. 労働時間管理の厳重化

6. フレックスタイム制の拡充

7. 高度プロフェッショナル制度

8. 産業医・産業保健機能の強化

今月は **3. 有給休暇5日間付与の義務化** について解説します。

まずは原則をおさえて下さい。**有給休暇とは、6ヶ月間連続勤務した労働者に与えなければいけない、「労働を免除され、労働したもとなる権利」**です。労働者が希望したにも関わらず会社が有給休暇の取得を認めないのはもちろん違法ですが、労働者から希望がなければ有給休暇の取得を促す必要はありませんでした。**ところが、今回の法改正により、会社は、必ず年間5日は有給休暇を取得させなければならないこととなったのです。**

①対象となるのは、**有給休暇が1年で10日以上付与された者**…正社員の他に、**長く勤めるパートさんも対象になることがあります!**

②本人が自ら5日間以上の有給を消化する…それ以上の有給休暇指定の必要はありません!

③**有給休暇の計画的付与(労使協定締結)**で、5日間以上有給休暇を指定して取得させる…OK! それ以上の指定は不要です。④②、③を合わせても、**有給休暇が5日間以上消化出来ない者があった…労働基準法39条違反(30万円以下の罰金)****有給休暇等の備え付けも義務となります! まだ、有給休暇について制度があいまいな会社は、今年度中に整備しましょう!!**

◆◆◆◆平成30年度地域別最低賃金時間額答申状況 10月最低賃金改定です。◆◆◆◆

都道府県	答申された改定額	引上げ額	目安額との比較	発効予定年月日	都道府県	答申された改定額	引上げ額	目安額との比較	発効予定年月日
北海道	835(810)	25	±0	平成30年10月1日	滋賀	839(813)	26	±0	平成30年10月1日
青森	762(738)	24	+1	平成30年10月4日	京都	882(856)	26	±0	平成30年10月1日
岩手	762(738)	24	+1	平成30年10月1日	大阪	936(909)	27	±0	平成30年10月1日
宮城	798(772)	26	+1	平成30年10月1日	兵庫	871(844)	27	+1	平成30年10月1日
秋田	762(738)	24	+1	平成30年10月1日	奈良	811(786)	25	±0	平成30年10月4日
山形	763(739)	24	+1	平成30年10月1日	和歌山	803(777)	26	+1	平成30年10月1日
福島	772(748)	24	+1	平成30年10月1日	鳥取	762(738)	24	+1	平成30年10月4日
茨城	822(796)	26	±0	平成30年10月1日	島根	764(740)	24	+1	平成30年10月1日
栃木	826(800)	26	±0	平成30年10月1日	岡山	807(781)	26	+1	平成30年10月1日
群馬	809(783)	26	+1	平成30年10月6日	広島	844(818)	26	±0	平成30年10月1日
埼玉	898(871)	27	±0	平成30年10月1日	山口	802(777)	25	±0	平成30年10月1日
千葉	895(868)	27	±0	平成30年10月1日	徳島	766(740)	26	+1	平成30年10月1日
東京	985(958)	27	±0	平成30年10月1日	香川	792(766)	26	+1	平成30年10月1日
神奈川	983(956)	27	±0	平成30年10月1日	愛媛	764(739)	25	+2	平成30年10月1日
新潟	803(778)	25	±0	平成30年10月1日	高知	762(737)	25	+2	平成30年10月5日
富山	821(795)	26	±0	平成30年10月1日	福岡	814(789)	25	±0	平成30年10月1日
石川	806(781)	25	±0	平成30年10月1日	佐賀	762(737)	25	+2	平成30年10月4日
福井	803(778)	25	±0	平成30年10月1日	長崎	762(737)	25	+2	平成30年10月6日
山梨	810(784)	26	±0	平成30年10月3日	熊本	762(737)	25	+2	平成30年10月1日
長野	821(795)	26	±0	平成30年10月1日	大分	762(737)	25	+2	平成30年10月1日
岐阜	825(800)	25	±0	平成30年10月1日	宮崎	762(737)	25	+2	平成30年10月5日
静岡	858(832)	26	±0	平成30年10月3日	鹿児島	761(737)	24	+1	平成30年10月1日
愛知	898(871)	27	±0	平成30年10月1日	沖縄	762(737)	25	+2	平成30年10月3日
三重	846(820)	26	±0	平成30年10月1日					

トピックス 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導 約7割の事業場で法令違反

厚生労働省から、「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果（平成 29 年度）」が公表されました（平成 30 年 8 月 7 日公表）。これは、平成 29 年度に、長時間労働が疑われる 25,676 事業場に対して実施された労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめたものです。

平成 29 年度は、監督指導を実施した事業場のうち 70.3%の事業場で、労働基準法などの法令違反が認められました。平成 28 年度の 66.0%よりも、その割合が増加しています。平成 29 年度の監督指導結果のポイントを確認しておきましょう。

…………… 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果のポイント [平成 29 年度] ……………

(1) 監督指導の実施事業場：25,676 事業場

このうち、18,061 事業場（全体の 70.3%）で労働基準関係法令違反あり

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

①違法な時間外労働があったもの：11,592 事業場（45.1%）

このうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月 80 時間を超えるものは、8,592 事業場（74.1%）

②賃金不払残業があったもの：1,868 事業場（7.3%）

③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：2,773 事業場（10.8%） など

(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：20,986 事業場（81.7%）

②労働時間の把握が不適正なため指導したもの：4,499 事業場（17.5%）



■ 監督指導事例 ■

なお、この公表に当たって、監督指導事例も紹介されています。

事例のなかには、36 協定の締結・届出をせずに、労働者 28 名について、月 100 時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月 224 時間）を行わせていたことが判明し、かつ、法定の休憩も与えていなかったため、是正勧告が行われたという事例もあります。

これは極端な事例ですが、他には、次のような事例もありました。

- 健康診断において異常所見があった者に係る医師の意見聴取を行っていなかったため是正勧告
- 常時 50 人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、1 年以内ごとに 1 回のストレスチェックを実施していなかったため是正勧告

★労働基準法や労働安全衛生法は、必ず遵守する必要がありますね。

平成 31（2019）年 4 月からは、働き方改革関連法によるこれらの法律の改正も実施されます。

より一層の法令遵守が求められることとなりますので、不安な点など、気軽にご相談ください。



お仕事 カレンダー 9月



9/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事
- 8 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30

- 8 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 7 月決算法人の確定申告と納税・1 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 10 月・翌年 1 月・翌年 4 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

◆偉人の名言◆ 人生にとって健康は目的ではない。しかし最初の条件なのである。健康の価値は病気になるまで始まる。しかし健康になってしまえば、もう健康のことを忘れる。忘れるところがおもしろいところだ。

今年の夏は酷暑でした。私事ですが 8 月 31 日、ほんの小さな細菌に侵入されて、抗生物質の点滴を打つ事態となっておりました。有事にチャンスあり、で私のダウンの間に新人がメキメキ成長してくれている実感を得ることが出来たのは良かったのですが、やはりキツイ(>_<) 皆様にもご迷惑をお掛けしてしまいました。申し訳ありません(m(_ _)m) 「ア防お慮にきえる。おれがたてすが口づるから気な付けて生きてい。い。再認識！ 読者も読中読「人生論」を